

第5世代移动通信システムの利用に係る調査の結果概要

提出者名	株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社及び 沖縄セルラー電話株式会社	ソフトバンク株式会社	楽天モバイル株式会社	
○ 1.7GHz帯（東名阪以外）について	(1) 第5世代移动通信システムに係る周波数の割当てを希望する理由	○ 周波数の割当てを希望 ・低遅延・高信頼の特徴を活かした5Gならではのサービスを、既存の1.7GHz帯東名阪バンドとあわせることにより全国一律に普及させることで地方創生に寄与・貢献。 ・早期に周波数が割り当てられLTEでの利用も可能になる可能性も考慮。トラヒック対策に有効活用できるため。	○ 周波数の割当てを希望 ・1.7GHz帯（東名阪以外）と現在保有する周波数帯を組み合わせることで、東名阪以外の地域において、多くのユーザーに対してより迅速に5Gサービスを提供することが可能。 ・1.7GHz帯は対応端末が市場に多数流通していることに加え、1.7GHz帯（全国）の割当てを受けており当該周波数帯の基地局展開ノウハウを有しているため、5Gエリア拡大に有力な周波数であるため。	○ 周波数の割当てを希望 ・地方部への5Gサービスの早期展開・普及を図るため。 ・ポストコロナ時代を見据え、都市部だけではなく地方部においても、リモートワーク、リモート授業、IoT等の普及・促進を図るため。 ・5Gによる通信の高速化等により、地域産業を振興するため。	○ 周波数の割当てを希望 ・4G用周波数として1.7GHz帯の40MHz幅（上り20MHz、下り20MHz、合計40MHz）しか割り当てを受けておらず、更なるサービス品質向上のためには追加の周波数帯域の確保が必要。 ・5Gを早期に地方部まで展開するためには既存周波数の5G化が必要と想定。4G用周波数として現時点では1波しか割当てを受けておらず、これを5Gと共用してしまうと4Gユーザーへの影響が大きい状況であるため。
	(2) 割当て希望時期	・早期の周波数割り当てを希望。	・2021年度後半頃の割当てを希望。	・公共業務の移行のタイミングを踏まえた適切な時期での割当てを希望。	・速やかに割当て手続が実施されることが適当。
	(3) 想定する利用シーン、需要見込み（通信トラヒックを含む。）及びエリア展開に対する考え方や方針	・5Gならではのサービスを全国一律に展開すること、さらにトラヒック状況によっては地方部であっても基地局密度を高めて本帯域を稠密に利用することで、局所的に都市部を上回る通信環境で展開するケースも想定。	・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、ニューノーマル時代のレジリエントな未来社会構築の実現に向けて、地方部における広範かつ高品質な5Gエリア展開が重要。 ・東名阪以外の地域における迅速な5Gエリアの拡充及び品質向上（容量対策）に活用することを予定。	【想定する利用シーン】 ・ポストコロナ時代を見据え、地方部におけるリモートワーク、リモート授業、IoT等で活用。 ・5Gによる高速化等による地域産業の振興のために活用。 ・地域産業等での利用のためにプライベート5G等の提供も検討。 ・地方自治体と連携協定を締結する等、各地域の魅力的なま	・東名阪以外の地域で広くエリアを展開。 ・現時点でデータ容量無制限のプランのみを提供しており、通信速度及びキャパシティは重要な要素。 ・需要が高い地点についてはSub6、ミリ波で5Gエリアを構築していくが、現状では地方部における5Gの面的展開には時間がかかるため本周波数を

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 4Gから5Gへのトラフィックの移行状況によっては、4G、5G又は4G/5G混在（DSS：Dynamic Spectrum Sharing）での活用を想定。 	<p>ちづくりと課題解決のための枠組みを構築しており、当該帯域の積極的活用も検討。</p> <p>【エリア展開に対する考え方・方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5Gの地方部も含めた早期展開を目指し、既存帯域のNR化と新規5G帯域との両輪で整備し、5Gエリアを地方部へ早期拡大する方針。 ・ 地方部への早期展開を目的に、他社とのインフラシェアを推進。 	<p>5Gに用いることで早期の面的展開を図り、低遅延等の5Gの特徴を活かしたサービスの提供を行なう。</p>
	(4) 基地局整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同帯域の5G対応端末の動向や、5Gのトラフィック状況を踏まえつつ、東名阪バンドとあわせた全国広範なエリアでの5G利用を開始することを想定。 ・ また、本帯域を使用する基地局についても、MVNOへのネットワーク提供に際して活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4G及び5Gでの活用が想定される周波数帯であることから、東名阪以外の地域における都市部から基地局整備を開始し、8年以内に東名阪以外の地域において人口カバー率80%を達成。 ・ また、地方での早期エリア展開の可能性を確保すべく、5年以内に東名阪以外の地域において、50%以上の2次メッシュで5G高度特定基地局を整備。 ・ また、MVNOへのネットワークの提供に関しては、指定済周波数と同様に、MVNOのニーズを踏まえて柔軟に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年度末までに、東名阪以外の地域において、基地局数16,000局超、地域人口カバー率（総通毎の人口カバー率）90%超を目指し、地方活性化に貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基地局の無線設備については既存の1.7GHz帯と同一の回線設計を活用し基地局を整備。既存1.7GHz帯基地局への設備追加によるエリア展開を想定。
第5世代多用途	(1) 一の免許人に割り当てる帯域幅及びその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名阪以外の地域とシームレスに全国で1.7GHz帯による5Gエリア展開を構築する観点から、一免許人あたり、20MHz× 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5Gとして高速大容量サービスを提供するためには、より広い帯域幅での割当てが望ましいことから、「20MHz幅」全てを 	<p>【一の免許人に割り当てる帯域幅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20MHz幅×2、FDD方式、NR <p>【理由】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の免許人に対して40MHz（上り20MHz、下り20MHz、合計40MHz）を割り当てるのが適当。上り下りがそれぞれ10MHz

	2の割当てを希望。	一の免許人に割り当てること が適切。	・5Gの高速化及び上り帯域幅の 増加によるアップロードの性 能向上のために、割当て可能 な最大の幅で活用するため。	の場合は、4Gとしても十分な 速度が得られない。5Gの特性 を活かした用途を想定した場 合、上り下りがそれぞれ10MHz 幅では不十分。
(2) 免許人が満たす べき要件	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信システムを安定的に運用する能力に加え、更なる電波の有効利用を実現するための技術力、財務力が必要不可欠。 ・昨今の携帯電話システムは、国際的なエコシステムの中で、迅速に、新技術導入が行われていくことから、グローバルなレベルでの研究開発、国際標準化における、十分な能力と実績があることが必要不可欠。 ・同一周波数帯で運用されている1.7GHz帯東名阪バンドの既存システムへ干渉を与えないように運用されることを要件とすることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は電気通信事業を営む財務的基礎を有すること。 ・申請者は周波数を有効利用するための技術力、具体的な計画を有すること。 ・申請者は他の申請者のグループ会社であってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 財務的基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・5Gネットワークの円滑な構築をするための財務的基盤を有していること。 ② 基地局展開能力・保守体制 <ul style="list-style-type: none"> ・基地局展開のための人員的リソース、財務面、置局・運用ノウハウ等を有していること。 ・災害時の十分な対応が可能となる体制整備がなされていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局設置計画、基地局設置に係る能力、電気通信設備の運用に係る能力及び財務的基礎を有すること。 ・同一グループの企業からの複数申請を不可とすること。 ・今回の割当て対象エリアである東名阪以外の地域において、広く基地局を設置する計画を有することとすることが適当。
(3) 複数の申請があ った場合の審査方 法（既存無線局の 周波数移行に要す る費用の負担可能 額の多寡等）につ いて留意すべき事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・1.7GHz帯東名阪以外バンドが、この周波数移行の結果として利用可能となるという前提であれば、受益者として1.7GHz帯東名阪以外バンドの認定開設者も、2018年4月に1.7GHz帯全国バンドを割り当てられた認定開設者2者と共同で費用負担を行うことが適切。 ・しかしながら、既に終了促進措置が進み、2者による費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の周波数の割当てにおいては、特定基地局開設料の多寡が比較審査項目に含まれることになるが、当該費用の高騰により基地局整備等の設備投資に影響を及ぼし、延いては十分なエリア展開が出来なくなることが懸念。 ・申請者が特定基地局開設料を策定する際の指標となる特定基地局開設料の標準的な金額 	<ul style="list-style-type: none"> ① 基地局の展開計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地域人口カバー率（総通毎の人口カバー率）だけでなく、5G基盤展開率も評価基準として重視すべき。 ・1.7GHz帯（東名阪以外）は、地方部の5Gの早期展開や地域活性化への貢献を評価する観点から、以下の観点を重視すべき <ul style="list-style-type: none"> ▶より早く基地局を整備する計画を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 競願時審査基準について <ul style="list-style-type: none"> ・周波数移行費用について、対象エリア（東名阪以外エリア）の経済規模に比して金額が高額であるので、経済規模に応じた負担比率とすることについても、検討を希望。 ・1契約者当たりの平均通信料金などに着目した「低廉な料金によるサービス提供」の項目追加を要望。

		<p>が一定程度進捗している状況の中で、新たに費用負担する者が増える場合においては、費用負担の多寡を審査項目に含めず、認定開設者間の協議により費用負担額が決定されることが、円滑な終了促進措置を継続する観点から適当。</p>	<p>の算出にあたっては、諸外国の高騰事例を除外するなど適切な考慮が必要。</p>	<p>▶より多くの基地局を整備する計画を有すること ▶より広くエリア整備を行う計画を有すること(地域人口カバー率及び5G基盤展開率)</p> <p>② 特定基地局開設料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに競願時の審査項目として導入される特定基地局開設料については、5Gサービスの普及や設備投資に影響を及ぼさないよう、移行促進費の負担額等も踏まえ、高騰しないような水準を目安とすることが必要。 	<p>② 競願時審査に係る配点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数の経済的価値の評価額が、携帯電話事業のインフラ整備の遅延や、携帯電話料金等への転嫁により国民の負担が増加する恐れがあるため、高額化を防ぐ措置が必要。 ・開設指針で示された周波数の経済的価値の標準的な金額を超える金額を示した申請者と当該金額の上限額を示した申請者がいる場合には、両者に同じ点数を配点することを要望。 ・評価額の多寡が審査結果に過大な影響を与えないよう、その他の審査基準を含めた全体の中で、配点のバランスが必要。
<p>(4) 既存無線局の周波数移行について留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1.7GHz帯東名阪以外バンドが、この周波数移行の結果として利用可能となるという前提であれば、受益者として1.7GHz帯東名阪以外バンドの認定開設者も、2018年4月に1.7GHz帯全国バンドを割り当てられた認定開設者2者と共同で費用負担を行うことが適切。 ・しかしながら、既に終了促進措置が進み、2者による費用負担が一定程度進捗している状況の中で、新たに費用負担する者が増える場合においては、費用負担の多寡を審査項目に 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てを受ける事業者は当該措置の受益者となることから、終了促進措置に係る全体費用について平成30年に割当てが行われた開設指針に基づく割合にて費用負担すること、及び終了促進措置の実施体制を確保することが必須。 ・先に1.7GHz帯(全国)の割当てを受けた認定開設者との間で終了促進措置に関する義務に差異が発生することがないように、1.7GHz帯(東名阪以外)の開設指針において明確化が行 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数移行費用については、「第4世代移動通信システム普及のための開設指針」の際と同様に、全国バンドと東名阪以外バンドにおいて、1対1対0.8の割合で負担することが適当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1.7GHz帯については、平成29年度開設指針に基づき公共業務用無線局の周波数移行に係る終了促進措置が実施中。今回の1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てにおいても、その枠組みによることが適当。 	

		<p>含めず、認定開設者間の協議により費用負担額が決定されることが、円滑な終了促進措置を継続する観点から適当。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、現在進行中の終了促進措置の状況を踏まえて、地域ごとに利用可能となる時期についての情報が、開設指針案が示されるよりも前の早い段階で開示されることで、開設計画の申請検討に際して同帯域の活用方法の予見性を高めることが可能。 	<p>われるべき。</p>		
3	その他御意見	—	<ul style="list-style-type: none"> 基地局展開に関する条件や終了促進措置の実施について、過去の周波数割当における認定開設者と同等の責務が課されるべき。「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」、及び「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針」の趣旨を踏まえて開設指針が策定される必要がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 5Gシステムの早期普及による周波数の有効利用の観点から、事業者の追加的な負担が大きく増えることのないよう、周波数の経済的価値の標準額の算定に当たり一定額差し引くこととされている終了促進措置費用については、控除金額として「既存無線局の周波数移行費用の負担可能額」の上限額に相当する金額の設定を要望。 今回の1.7GHz帯（東名阪以外）の割当てから、特定基地局開設料の負担が加わるため、5Gシステムの早期の普及を図り、周波数を有効活用するため、周波数獲得に向けた事業者の動機付けとなるよう、人口カバー率や基盤展開率等のエリア展開に係る基準については、緩和を要望。

周波数再編アクションプラン改定案に記載されている周波数（2.3GHz帯・4.9GHz帯・26GHz帯・40GHz帯）について

提出者名	株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社及び 沖縄セルラー電話株式会社	ソフトバンク株式会社	楽天モバイル株式会社
(1) 活用を希望する周波数帯、周波数幅及び通信方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3GHz帯 周波数再編アクションプラン改定案に基づき、ダイナミック周波数共用による活用 ・ 4.9GHz帯 100MHz幅×1ブロック 通信方式：5G ・ 26GHz帯 400MHz幅×1ブロック 通信方式：5G ・ 40GHz帯 400MHz幅×1ないし2ブロック 通信方式：5G 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3GHz帯 100MHz幅、LTE及びNR ・ 4.9GHz帯 100MHz幅、NR ・ 26GHz帯 400MHz幅、NR ・ 40GHz帯 400/800MHz幅、NR 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3GHz帯： 最大100MHz幅、TDD方式、NR ・ 4.9GHz帯： 100MHz幅、TDD方式、NR ・ 26GHz帯： 最大400MHz幅、TDD方式、NR ・ 40GHz帯： 最大1GHz幅、TDD方式、NR ただし、500MHz幅(6枠)で当該帯域の一部をローカル5G等へ割り当て、様々な利用者で利用することで、技術開発やユースケース発掘の促進を図ることも検討の余地あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3 GHz帯 100MHz幅、4G及び5G ・ 4.9 GHz帯 100MHz幅、5G ・ 26GHz帯 400MHz幅、5G
(2) (1)の帯域での想定する利用シーン・エリア展開に対する考え方、活用が想定されるユースケース等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5Gの特徴である超高速のサービスを多数のユーザーに対して提供するような利用シーンでの活用を想定。具体的には、スタジアムでのライブ・スポーツ観戦や、ゲーム等における楽しみ方に関し、新たなスタイルを提供することを想定。 ・ 5Gの目標である10Gbpsの通信速度の達成のためにも、追加の周波数割り当てが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2.3GHz帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイナミック周波数共用の仕組みを活用し、全国の高トラヒックエリアの容量対策のために活用することを計画。人が多く集まるイベント(例：音楽フェスや花火大会等)における一時的な容量対策として、車載型基地局等による仮設利用への活用も可能。 ○ 4.9GHz帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ Sub6帯域(3.7~3.8GHz、4.0~4.1GHz)は、衛星通信システムと共用(干渉影響回避)を考慮した基地局展開が必要であり、基地局展開に一部制約が 	<p>【想定する利用シーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2.3GHz帯：夜間やイベント会場等でのスポット的利用で活用。 ・ 4.9GHz帯：超高速サービスの充実化、プライベート5Gの提供、等で活用。 ・ 26GHz帯、40GHz帯：都市部・地方部を問わずスポット的利用で活用。 <p>【エリア展開に対する考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の5G充実化のために、都市部・地方部を問わず積極的に基地局を展開。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2.3 GHz帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存使用システムを移行させ占有での割当てとなった場合には、全国で本周波数帯を使用することを希望。 ・ 4Gでも活用していく想定。 ・ 5Gで比較的広いエリアを構築することが可能な周波数帯であり、自動運転やIoTなど広いサービスエリアが前提となるような用途へ積極的に活用可能。 ○ 4.9 GHz帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国でのサービス展開を希望。既存使用システムを移行させ占有での割当てとなった場合

		<p>生じる。5Gエリア展開において、基地局の柔軟な展開と、さらには、展開規模の拡大を実現するためには、衛星通信システムとの共用について考慮不要な本帯域が必要。本帯域の活用により、5Gエリアの更なる拡充と衛星通信システムと共用困難なエリア（例：衛星地球局の近傍）への5G展開を計画。</p> <p>○ 26GHz帯および40GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28GHz帯と同様に、超高トラヒックスポットにおける容量対策や超高速の特長を生かすサービス（例：スタジアムソリューション等）を提供するため、スポット的にエリア展開することを計画。 		<p>には、自由度の高いエリア展開が可能であり、5Gの面的なエリア構築に本周波数を活用。</p> <p>○ 26GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信需要が高い場所にスポット的に設置することを想定。既存ミリ波5G基地局設備を活用することで、800MHzの帯域幅を連続で使用し、さらなるユーザー体験を向上。
<p>(3) (1)の帯域の活用に当たった課題や留意すべき事項等</p>	<p>○ 4.9GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信審議会において今後検討が進められる既存の無線システムとの共用条件、また既存無線システムの運用状況等を踏まえた上で、5Gの柔軟な展開可能性を確保する観点から、周波数共用ないし終了促進措置の適用等を含めた適切な割当方針の提示を希望。 <p>○ 26GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信審議会における共用検討の結果として、26GHz帯無線アクセスシステムとは同一 	<p>○ 2.3GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイナミック周波数共用の仕組みを実現する必要があり、2次利用者である携帯電話事業者が本帯域を活用するためには、携帯電話事業者にとって実現可能な運用ルールの策定や、基地局展開規模を予測するために必要な情報の開示が必要。 ・基地局の開発・調達・工事等の期間を考慮した技術的条件の策定、制度整備の実施を希望。 <p>○ 4.9GHz帯</p>	<p>【帯域の活用に当たった課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.3GHz帯：既存免許人との共用条件によっては、用途が限定になってしまうことから、条件緩和も含めた共用条件が確立できない場合、有効活用は困難である可能性。 ・4.9GHz帯：既存免許人及び無線局が多数存在しているため、周波数移行に向けて5G事業者側の体制整備や相応の稼働等、相当の負担が発生することが想定されており、既存免許人の予見性を高めるために 	<p>○ 4.9GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4.9GHz帯については、既存無線局（5GHz帯無線アクセスシステム）が屋外でも運用されており高い空中線利得を持つため、4.9GHz帯を最大限有効利用するためには、既存無線局の周波数移行を行い、携帯電話システム（5G）へ占用で割当てられることを検討希望。 ・国民共有の財産である周波数の有効利用に係る施策は公共性が高く、また、5Gの早期普及及び展開は我が国の情報通信分野の最優先課題であること

	<p>周波数での共用は困難との結果が示されているが、同一周波数に無線アクセスシステムを所有している免許人が携帯電話/BWA事業者のみであること、また、5Gの柔軟な展開可能性を確保する観点から、固定無線アクセスシステムに対して終了促進措置による周波数移行を前提とした割当とすることが適当。</p> <p>○ 40GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信審議会における共用検討の結果や周波数再編アクションプランにおいて、同一周波数における共用が困難との結果が示された41-42GHz帯についても、様々な方策を通じて、引き続き5Gへの割当て候補として検討されることを希望。 ・高い周波数帯の活用に向けては、デバイス開発、ハードウェア実装、モビリティ等のパフォーマンス確保等、様々な観点から技術的な難易度が高くなる傾向にあることを踏まえ、周波数割当及び想定する運用開始時期の検討に際して、これらの技術動向との整合がとれるタイミングも考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システムとして存在する5GHz帯無線アクセスシステムは、多数の免許人が無線局を運用しております。携帯電話システムとして利用するためには、既存免許人との適切かつ具体的な共用方策を検討する必要があるため、技術面及び運用面について関係者による丁寧かつ慎重な議論が必要。 ・同時期に複数事業者が周波数割当てを受けられるよう、他周波数帯と組み合わせた割当てなどの検討が行われることを希望。 <p>○ 26GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26GHz帯無線アクセスシステムは、携帯電話やBWAの基地局バックホール回線にも活用されている等、当該システムへの終了促進措置の適用にあっては、具体的な移行方法や移行に係る費用の想定、実施スケジュール等含めた実現可能性について、関係者による丁寧かつ慎重な議論が必要。 ・割当て済みの28GHz帯の利用状況や諸外国での割当て状況を踏まえて割当て時期の検討が行われるとともに、同時期に複数事業者が周波数割当てを受けられるよう、他周波数帯と組み合わせた割当てなどの検討が行われることを希望。 	<p>移行方法や移行費用について早期に結論を出すことが必要。加えて隣接のローカル5Gとの干渉調整についても考慮が必要。これらの整備を踏まえたうえで、5Gサービスの普及促進に向けたタイミングを逸することがないように、迅速な割当てを希望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26GHz帯：周波数移行の対象及び費用の精査が必要。 ・40GHz帯：現時点で海外においても製品へ搭載されていない帯域が一部あるため、今後のグローバルでの利用動向を見極めることが必要。 <p>【免許人が満たすべき条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 財務的基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・5Gネットワークの円滑な構築をするための財務的基盤を有していること ② 基地局展開能力・保守体制 <ul style="list-style-type: none"> ・基地局展開のための人力的リソース、置局・運用ノウハウ等を有していること ・災害時の十分な対応が可能となる体制整備がなされていること <p>【審査方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 5G新規周波数の割当て状況 <ul style="list-style-type: none"> ・第5世代移動通信システムとして新たに割当てられた帯域※が少ない事業者を優先すべき <small>※「第5世代移動通信システムの導入のため</small> 	<p>から、既存免許人に対する周波数移行に係る費用については、電波利用料又は特定基地局開設料収入を充てることを検討希望。</p> <p>○ 26GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数共用ではなく、終了促進措置等の活用により携帯電話システム占有で割当てることが適当。
--	---	--	---	--

		<p>○ 40GHz帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システムが多数存在していることが新世代モバイル通信システム委員会における議論でも示されていることから、携帯電話事業者が基地局展開規模等の予見性を高めるために、既存システムの設置場所や干渉耐力等の情報が開示される必要がある。 ・割当てにおいては、割当て済みの28GHz帯の利用状況、諸外国での割当て状況を踏まえて割当て時期の検討が行われることを希望。 	<p>の特定基地局の開設に関する指針」(平成31年総務省告示第二四号)及びそれ以降の開設指針に基づき割当てられた帯域</p> <p>② 割当て済周波数の利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国におけるトラフィック総量が多い事業者グループを優先すべき。 <p>③ 特定基地局開設料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに競願時の審査項目として導入される特定基地局開設料については、5Gサービスの普及や設備投資に影響を及ぼさないよう、移行促進費の負担額等も踏まえ、高騰しないような水準を目安とすることが必要。 	
--	--	--	---	--